

令和 5 年 9 月 26 日

一般競争入札公告

医療法人啓仁会の発注する「介護老人保健施設 所沢ロイヤルの丘、屋上・外壁防水等大規模改修工事」の一般競争入札について、下記のとおり公告します。

医療法人 啓仁会
理事長 矢吹 甚吾

1. 工事概要

- | | |
|----------|--|
| (1) 工事名称 | 医療法人啓仁会 介護老人保健施設
所沢ロイヤルの丘 屋上・外壁防水等大規模改修工事 |
| (2) 工事場所 | 埼玉県所沢市北野 3 丁目 1 番地 16 |
| (3) 工事内容 | 外壁タイル補修張替、屋上防水更新工事等 |
| (4) 建物概要 | 構造規模:地上 6 階鉄筋コンクリート造
敷地面積:3,497.86 m ²
延床面積 6,251.50 m ² (付属建物含まず)
建築面積:1,481.76 m ² |
| (5) 予定工期 | 2023 年 10 月 31 日 ～ 2024 年 3 月 15 日 |

2. 入札手続

- | | |
|------------|---------------------------------------|
| (1) 入札方法 | 一般競争入札 |
| (2) 入札日時 | 2023 年 10 月 30 日 10 時 |
| (3) 入札場所 | 医療法人啓仁会 介護老人保健施設所沢ロイヤルの丘
2 階家族介護教室 |
| (4) 入札保証金 | 無 |
| (5) 予定価格 | 有(非公表) |
| (6) 最低制限価格 | 有(非公表) |

3. 入札参加資格

- (1) 地方自治法施工令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者、又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づき再生手続開始の申立

てがなされている者については、更生手続き又は再生手続開始決定日を審査基準日とした経営事項審査の再審査を受けた後、埼玉県知事が別に定める競争入札参加資格の再審査を受けていること。

- (3) 公告日から落札決定までの期間に、埼玉県との契約に係る入札参加停止等の措置要綱に基づく入札参加停止の措置を受けていない者であること。
- (4) 公告日から落札決定のまでの期間に、埼玉県との契約に係る暴力団排除措置要綱に基づく入札除外等の措置を受けていない者であること。
- (5) 建設業の許可を有すること。
- (6) 直近年度、埼玉県建設工事請負等競争入札参加資格者名簿に、本件工事に対応する業種で記載されている企業で、建築工事において④ランクであること及び経営事項審査総合評点が1,150点以上の者であること。又直近5年間(2018年4月1日～2023年3月31日)に、特別養護老人ホーム、高齢者福祉施設(含むデイサービス)共同住宅の新築、増築、改修等を施工した実績があること。
- (7) 埼玉県内に本店を有する事業者であること。
- (8) 当法人の理事が役員をしている企業や、本件工事に係る受託者と人事面等において関連があるものでないこと。
- (9) 本工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある者でないこと。

4. 入札参加資格申請手続きと結果通知

- (1) 受付期間 公告日から令和5年10月4日 午後4時まで
(但し、土・日曜日、祝祭日を除く)
- 受付時間 午前10時～午後5時 (最終日のみ午後4時)
- (2) 提出場所 埼玉県所沢市北野3丁目1番地16
医療法人啓仁会 介護老人保健施設所沢ロイヤルの丘
- (3) 提出書類 ①一般競争入札参加資格等確認申請書(様式あり)
②一般競争入札参加資格等確認資料
③会社案内及び会社経歴書(含む施工工事実績)
④建設業の許可証の写し
⑤埼玉県競争入札参加資格ランクを証する書類
⑥名刺(担当者の氏名及び電子メールアドレス、電話番号)
- (4) 提出方法 下記問い合わせ先に必ず連絡の上、持参又は郵便(含む宅急便)
尚、上記締切日必達。(提出書類について返却はしません)
- (5) 問合せ先 医療法人啓仁会 介護老人保健施設 所沢ロイヤルの丘
担当 藤森 志穂 (E-mail: s.fujimori@tl-wam.or.jp)
電話 04-2947-1011 / FAX 04-2947-0799

5. 一般競争入札参加資格確認通知と仕様書等の配布及び質問受付等

- (1) 入札資格確認審査後、参加資格の有無については全ての参加資格者に書面にて通知します。(結果通知日 令和5年10月5日)
- (2) 入札参加資格が有ると確認出来た業者には、設計図書等を宅配便等により配布することとし、現場説明会は、実施しません。
- (3) 配布した仕様書等については、入札日当日に持参し、返却するものとします。
- (4) 質問受付期間 令和5年10月18日 (午後4時まで)
- (5) 質問方法と回答 上記アドレス宛にメールにて。尚、件名は「大規模修繕質問」とし、回答については令和5年10月20日午後5時迄に回答します。

6. 入札日程等

- | | |
|-------------|--------------|
| (1) 公告日 | 令和5年 9月 26日 |
| (2) 応募締切日時 | 令和5年 10月 4日 |
| (3) 仕様書等配布日 | 令和5年 10月 5日 |
| (4) 入札予定日 | 令和5年 10月 30日 |

7. 落札者の決定

- (1) 予定価格の範囲内で、且つ最低制限価格以上で入札した者のうち、最低価格で入札したものを落札者とします。
- (2) 初回の入札において予定価格の範囲内且つ最低制限価格以上で入札した者がいない場合は再度入札を実施します。初回入札に参加していない者及び初回入札で最低制限価格に達していない者は再度入札に参加できないものとします。
再入札は、2回まで実施します。但し、初回入札に参加する企業が1社(者)のみであった場合は1回のみ入札とします。(再度の入札は実施しません)
- (3) 上記(2)によっても落札者が無い場合には、下記の①及び②の場合に限り、条件を遵守した中で交渉による随意契約を行うものとします。
 - ① 最低価格で入札した者に契約締結の意志がある場合
 - ② 再入札において、入札に応じる者が1社(者)のみとなった場合

条件Ⅰ 随意契約であっても契約額は、予定価格の範囲内であること。

条件Ⅱ 交渉の過程で予定価格等を明らかにすることは認められないこと。

条件Ⅲ 入札にあたっての条件等を変えることは認められないこと。

条件Ⅳ 契約額が確定した場合は、その内容を書面にて事業者及び業者が署名捺印すること。
- (4) 落札者となる者が同額で2社(者)以上あるときは、「くじ引き」によって落札者を決めるものとします。

8. 入札に関する注意事項

- (1) 代理人をして入札させる場合は、委任状を提出して下さい。
- (2) 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に、当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した額(当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額(消費税抜きの金額)を入札書に記載して下さい。尚、入札書は封筒に入れて代表印で封印し提出して下さい。
- (3) 入札の参加を辞退するときは、入札辞退届(様式あり)により申出て下さい。
- (4) 落札者は入札金額見積内訳書を提出して下さい。
- (5) 下記の各事項に該当する入札は無効とします。
 - ① 入札に参加する資格がない者がした入札
 - ② 代理人で委任状を提出しない者がした入札
 - ③ 他人の代理を兼ねた者がした入札
 - ④ 2 以上の入札書を提出したものがした入札
 - ⑤ 2 以上の者の代理をした者がした入札
 - ⑥ 郵便、電報、電話及びファクシミリにより入札書を提出した者がした入札
 - ⑦ 談合その他不正行為があったと認められる入札
 - ⑧ 虚偽の一般競争入札参加資格確認申請書を提出した者がした入札
 - ⑨ 入札後に辞退を申し出て、その申し出を受理された者がした入札
 - ⑩ 下記に記載した入札による入札
 - ・ 入札金額を訂正した入札書
 - ・ 入札者の押印のない入札書
 - ・ その他の記載事項を訂正した場合、その箇所に押印のない入札書
 - ・ 押印された印影が明らかでない入札書
 - ・ 記載すべき事項のない入札書又は記入した事項が明らかでない入札書

9. 契約方法等

- (1) 様式契約に関する細目は民間(七会)連合協定工事請負契約約款に準拠して下さい。(必要に応じ補正を行ってください)
- (2) 「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(建設リサイクル法)」第 13 条第 1 項の主務省令で定める事項について、書面に記載し添付して下さい。
- (3) 契約保証金の徴収は、免除と致します。
- (4) 工事履行保証措置につきましては、工事履行保証保険(工事保証請負額の 10 分の 1 以上の金額保証)によることとし、工事完成保証人制度は採用しません。
- (5) 契約の履行につきましては、発注者の指示に従うとともに県等からの指導があっ

た場合には従って下さい。

- (6) 一括下請請負契約については、行わないで下さい。
- (7) 本契約の締結に付きましては、本法人の理事会で承認を受けた後とします。
- (8) 代金の支払につきましては、工事完了後令和 6 年 3 月末日迄に振込による契約金額一括支払いとします。

以 上